

教育刷新委員会第7特別委員会の基礎的研究

— その成立過程の素描 —

倉 知 典 弘

Study of the 7th sub-committee of Japanese Education Reform Committee

— Description of Its Process of Organizing —

Norihiro KURACHI

はじめに

戦後教育改革に影響を与えたものとして、米国教育使節団をはじめとする米国の占領政策があることはいうまでもない。社会教育でもネルソンをはじめとする占領軍の政策が大きな影響を与えていた。その占領期における教育改革の機関として、教育刷新委員会（以下、教刷委と表記）が設けられ、教育基本法をはじめとする様々な教育政策に関する議論を行ってきている。教刷委では社会教育に関しても議論が行われていた。その中心的役割を担ったのが、第7特別委員会（以下、第7特別委と表記）である。

だが、その重要性にもかかわらず、教刷委第7特別委に関する研究の蓄積はそれほど多くはない。そこで、本論では、第7特別委の成立過程を素描し、今後の研究の基礎としたい。本論では、まず教刷委の成立を検討し、次に第7特別委の成立と改編の問題を検討する。その際には、総会における議事に注目していくことにする。そのことで、教刷委第7特別委の姿に一步でも近づけると思われる。

1、教育刷新委員会の成立

対日教育使節団に対応する日本側教育家委員会は、GHQの覚書の段階で継続的に教育改革を審議する組織へとなることが決められていた¹⁾。その覚書に従って成立したのが教刷委である。

教刷委は、1946年8月9日の「教育刷新委員会官制」²⁾に基づいて設けられた。しかし、この「官制」が成立するまでには、CI&Eと文部省、そして委員会側との間で見解の相違が見られた。それは、主に文部省と教刷委との関係性についてであった。現在残されている最も古い官制案は、1946年5月1日に作成されたものである。これには、第1条において「教育刷新委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ」³⁾とあるように、文部大臣の「監督」下にある「諮問」機関として位置付けようとした。しかし、次の官制案では、「教育刷新委員会は、内閣総理大臣の管理に属し、其の諮問に応じて、教育に関する重要事項を調査審議する」⁴⁾と、

文部省の「監督」ではなく、「内閣総理大臣の管理」下に置かれた「諮問」機関となったのである。ここでは、文部省からの距離は保つことができているが、やはり「諮問」機関としての位置づけは変わらないままであった。その性格が変わったのが、7月11日に裁可され、閣議決定案となり、そのまま公布された官制案である。そこでは、第1条で「教育刷新委員会は、内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行ふ」と、かなり独立した機関として位置付けられている。さらに、教刷委の第1回総会が行われる直前（9月4日）にCI&Eの本部において、CI&E（ニュージェント、オア、サマーズ、クリュー）と文部省（田中文相、山崎次官）、教刷委（南原、安部）、通訳（寺西武夫）が参加して会議が行われており、そこではCI&Eと教刷委側の南原が教刷委の自主性の尊重を主張し、文部省側もそれには同意せざるを得なかった⁵⁾。以上、教刷委はその成立過程において、CI&Eの後押しもあり、徐々に文部省からの自立の度合いを高めていった。

この教刷委の目的は「教育に関する重要事項の調査審議」であり、その調査結果を「報告」する事になっており、もし内閣総理大臣からの諮問があったときには、「答申」をすることになっている。そして、調査審議に必要であれば、関係者を呼び出し、そこで質疑を行うことができる権限が附与されている（第6条）⁶⁾。委員会は、学識経験者から内閣総理大臣が「奏請」し、内閣が命じた委員と委員長・副委員長で構成され、特別の事項を調査審議するためには臨時委員を置くことができる（第2条、第3条）。委員長は互選で選ばれており、最初の委員長は安部能成であった。教刷委では、総会と特別委員会（以下、特別委と表記）が設けられ、様々な報告の下案は特別委で作成され、総会において承認される形で進められていった。特別委は、設置が必要とされるたびに設けられ、最終的には第21特別委員会まで設けられた。

さて、教刷委の委員についてであるが、基本的に文部省主導で決定されたようである。様々な領域に渡る人物を委員に含めるということになっていたが、大半は教育関係者である。また、米国教育使節団をむかえる際に組織された教育家委員会のメンバーが初期の教刷委の約半分を占めるなど、継続的な性格の強いものであったといえる。ちなみに、教育家委員会に招聘された委員の内、教刷委にも参加したメンバーは以下の通り。

委員長南原繁（東京帝国大学総長）

- (1) 務台理作（東京文理大学長）、有賀三二（東京小平青年学校長）、河井道（恵泉女子専門学校長）、佐野利器（東京帝国大学名誉教授）、山極武利（東京西田国民学校長）、
- (2) 安藤正次（元台北帝国大学総長）、城戸幡太郎（教育研修所員）、倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授）、落合太郎（京都帝国大学文学部教授）、上野直昭（東京美術学校長）
- (3) 矢野貫城（明治学院長）、天野貞祐（第一高等学校長）、大島正徳（元東京帝国大学教授）
- (4) 小宮豊隆（東京音楽学校長）、戸田貞三（東京帝国大学教授）、星野あい（津田塾専門学校長）、柿沼晃作（東京帝国大学医学部附属医院長）、鳥養利三郎（京都帝国大学総長）

（なお、(1)～(4)は教育家委員会の中の委員会を示す。）⁷⁾

当初教刷委に任命されたのは38名だったから、半数の19名が教育家委員会のメンバーだったという事実は、二つの連続性を強く示すものであろう。また、同年の10月の段階で、議会の要請もあり、合計10人の国会議員と1人の女性が追加されることとなり、初期の教刷委は49名で

議論が進められることとなった。

以上が教刷委の成立の概要であったが、ここで改めて教刷委と文部省との関連を示しておく。まず官制の成立過程に明確に見られるように、教刷委は文部省の諮問機関から内閣直属の調査審議機関へと変わる事により、文部省からの独立性を確保し、また関係閣僚、職員に対して意見を述べさせる権限を付与されることにより、より広汎な議論が行われるようになった。しかし、このように官制が設けられたとしても、文部省からの完全なる独立を確保し得たかは微妙なところである。官制にも「関係各大臣は、委員会に出席して意見を述べることができ、又、その所属職員をして委員会に出席して意見を述べさせることができる」（第6条）とあるように、必ずしも文部省の関係者が排除されたわけではなかったからであり、資料の提供として文部省作成の案を審議させることもできたからである。

2、第7特別委員会の成立

教刷委で社会教育に関する議論を行ったのは、第7特別委である。ここでは、その成立に至る過程を簡単に記しておきたい。

第12回総会（1946年11月22日）には、教育の基本理念を議論していた第1特別委の中間報告が出されたが、そこでは後の教育基本法第2条の原案となる項目はあったが、社会教育に関する規定は欠けていた。それをうけて、南原繁は「全体の項目を見ますと、殆んど9分までが学校ばかりです。従って、社会教育なら社会教育に付て何を謳うとか、家庭教育はどういうことを謳うとかの項目を付けてもよいですし」⁹⁾と、社会教育の項目を作成の検討を促している⁹⁾。この指摘を受けた第1特別委は、社会教育に関する事項の要綱案の作成に取り掛かることになる。その流れをうける形で第7特別委は成立することになる。

この特別委は第14回総会（1946年12月6日）で「今まで社会教育というものは教刷委では問題にならなかったが、社会教育局の方では社会教育に関して社会教育委員というものを委嘱されているいろいろやって居りますが、刷新委員会としても将来社会教育というものの重大性に鑑み矢張り教育刷新委員会としての意見を開陳する必要があるじゃないか」¹⁰⁾という安部の意見にもとづき設けられたものである。総会、第1特別委員会における教育基本法に関する議論の中で、社会教育の重要性が漠然とは了解されたものの、具体的な議論が活発ではなかったためと、文部省における社会教育委員の発足という社会教育行政の具体的な展開が見られるなかで、教刷委の位置を再確認するために設けられたといえるだろう。ここで選ばれた委員は、主査となった関口泰、戸田貞三を始めとする以下の11名であった。

有賀三二（東京小平青年学校長）関口泰（前教育研究所）大谷武一（東京体育専門学校長）森戸辰男（衆議院議員）竹下豊次（貴族院議員）河合道（恵泉女子専門学校）戸田貞三（東京帝国大学文学部長）倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授）高橋隆道（東京農林専門学校長）小宮豊隆（東京音楽学校長）石井光次郎（衆議院議員）¹¹⁾。

このメンバーが選ばれた要因については、史料がないために確定的なことは言えない。が、

有賀や関口については、戦前から社会教育に理解がある人物として考えられていただろうし、河井道は女子教育の第一人者として知られており、また日本におけるYWCAの創設に関わったことも知られており、当時社会教育が取り組もうとしていた婦人教育に対する意見を求められたのだろう。小宮が含まれたのは、社会教育が文化の問題と大きく関わるという認識が当時の中心人物である南原を中心としてあったこととも無縁ではあるまい。

当初は、上述のメンバーで議論が進められていたわけであるが、『会議録』が第1回から第7回まで欠本であるため、詳細は不明である。また、第22回総会の際に主査である関口泰が「特別委員会、第7なんかでは、何時でも熱心な方が4、5人いらっしやるだけであります。大体、半数しか出席がない」¹²⁾と憤りを込めて述べたように、この特別委員会に全てのメンバーが参加した訳ではなかった。河井道に至っては、後の第45回総会でメンバーの再編が行われた時に、「実は私その方に入っておったのでございますか、私ちっとも知りませんで……」¹³⁾と述べており、メンバーであることに対する認識もなく、よってこの段階では第7特別委に参加していなかったことが推測される。また、そこで行われた議論についても、「実は特別委員会と致しましても、どういふことをどういふ風に進めて行つて宜いか分からないというようなこともあったのでございます」¹⁴⁾と、まさに手探りの状態で始まったと言える。総会でも社会教育に関することは「応援者も一つもないものでありますから、意見を述べる方としてもあまり熱心ではないということもあるのじゃないか」¹⁵⁾として、社会教育を取り扱わなくても良いのではと言う発言まで、主査の関口泰はするようになる。

しかし、上記のような不満を抱えながらも、第7特別委は以下にあげるような二つの「中間報告」を成立させている。ただし、ここで注意したいのは、以下の二点はあくまで「中間報告」としてのものであり、それは総会で議決されて出される「報告」¹⁶⁾とは異なるものである。

まず第1の中間報告は、教育基本法に入れるべき社会教育の条項に関するものと、学校教育法に入れるべき社会教育の条項の二つを併記したものである。

「教育刷新委員会第7特別委員会中間報告 21年12月27日

社会教育に関する事項は概ね左の通りである。

一、教育基本法に規定すべき社会教育の条項

国及び公共団体は教育の目的を達成するため、家庭及び学校に於ける教育活動の外、あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならない。

工場、事業所、その他国民の勤労の場に於てなされる教育の施設は国又は公共団体によつて奨励せらるべきである。

新聞、出版、放送、映画、演劇、音楽その他文化施設は教育的考慮の下に為される事が望まれる。

二、学校教育法に規定すべき学校教育との関係

1 学校に於ては社会教育に関する施設を附設とする事が出来る。

2 学校の施設は学校教育上支障のない限り社会教育の用に供すること。』¹⁷⁾

この中間報告は、第1特別委員会での教育基本法に関する議論を受けて¹⁸⁾行われたものである。第1特別委員会でおおよそ同意に至っていたと思われる条文は、『会議録』をもとに復元すると以下の通りとなる。

「社会教育

国及び公共団体その他あらゆる機関の有する施設は、広く教育のために（「国及び公共団体その他あらゆる機関は、社会教育のために」と訂正案が提示されている——引用者注）活用せられなければならないこと。

学校及びその他の教育機関は、一般の教育のために利用せられなければならないこと。」¹⁹⁾

比較すると、第1特別委の原案の第1項目が教育基本法の方へ、第2項目が学校教育法の方へと含まれるようになったと考えられるだろう。この中間報告は第17回総会（46年12月27日）に提出された²⁰⁾が、関口の説明を受けた直後に「大体この第7特別委員会の中間報告に付ては御異議がないと考えますが、これを了承致して差し支えありませんか」²¹⁾とあり、全く議論をされることがなかった。そして、この中間報告の第1項目がそのまま教育基本法の案として、第1特別委の報告とあわせて出されることとなる。この条項が、いくつかの変遷を辿り、現在ある教育基本法の第7条へと結実するが、本論では扱わない。なお、この総会の後、上野直昭（東京美術学校長）が第7特別委のメンバーに加えられている。

その後、第7特別委は議論を重ねていったようである。その際に行われた議論を第22回総会の関口泰の発言をもとに考えていく。まず、議論されたとされているのが、図書館の問題である。図書館に関することは、様々な専門家に来て貰って議論をしたことが述べられている。次に、通信教育の問題である。通信教育に関しては、特別委員会として通信教育を扱う委員会に参加している戸田の報告を受けながら議論をしたようである。そして、最後に文化、芸術に関する問題である。これには文部省が学校教育局から文化省的なものになるという見通しを立てながら、その文化、芸術に関する事項を社会教育と関わらせて議論を行っていったと推測される。おそらく、当時の第7特別委にとって社会教育は文化と大きく重なるものとして考察されていたのであろう。このような議論の流れから以下の二つめの報告が作成されることになる。

「第7特別委員会第2回中間報告

第7特別委員会は、社会教育に関する事項を審議しているが、文部省では文化に関する事務を社会教育の所管としている。文化芸術に関する事項は、社会教育的利用と共に文化それ自身としてその保存向上に努めなければならない。従つて教育制度の刷新されるこの際純粋な学術、芸術等文化に関する事務の体系は、併せて考究する必要がある。」²²⁾

これは、第22回総会に提出された中間報告である。先ほどの教育基本法に入れるべき条項に関しては、議論が全くなかったが、この22回総会の際には積極的に意見が交わされることになった。なお、この第22回総会の際には教育基本法の世界教育の条項が以下のような段階で紹介さ

れている。このことに対する反論や意見はなかったようである。

「家庭教育並びに勤労の場その他会社において行われる教育の施設は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、学校、図書館、博物館、公民館その他適当な施設と方法とによって、教育の目的の実現に努めなければならない。」²⁴⁾

この第22回総会での、議論は現在社会教育局で行っている事業などの報告などが中心となっており、また文化という言葉がもつ曖昧さから文化の持つべき方向性に関する議論から文化政策に関わる議論まで非常に多岐にわたる議論が交わされており、このことは教刷委における社会教育の意味合いを考察する上で重要な史料となっていくだろう。ただ、全体として社会教育の意味を深めていこうとする方向性はそれほど感じられず、そこに参加した川本宇之介の意見が非常に目立つことになった総会であった。また、関口泰は「中間報告を止めるあればありませんし、今御話しました通り、図書館のこと、通信教育のことなんかはまだ後で御報告するつもりで居りますから」²⁴⁾と述べているが、この中間報告をまとめて正式な報告としたという史料はないから、これ以上の議論は積極的に行われなかったのだろうと推測される。

以上、簡単に第1回から第7回までの特別委員会の議論を巡ってきた。総じて、社会教育に関する議論は低調であったが、中間報告としては2つが出されている。第7特別委での初期の議論は、教育基本法の世界教育条項の原案から始まって最終的に文化と社会教育に行き着いた。それは、最初の中間報告に見られる「新聞、出版、放送、映画、演劇、音楽その他文化施設は教育的考慮の下に為される事が望まれる」という部分に関する議論の継承という方向性を持っていると考えられるだろう。この「文化問題」としての「社会教育」という方向性が以降の第7特別委にどのような影響を与えるのかという点が、特に初期の第7特別委の問題を考える際の重要な点となるであろう。

4、第7特別委の再編

さて、第42回の総会において、教刷委は人員の補充などが行った。その主要な要因は、1947年5月1日付勅令「帝国議会の議員たることを以て〔政府内部における各種の〕委員、顧問などの資格と定めている命令の規定に関する件」に基づき、衆議院議員、貴族院議員であることで教刷委に参加していたものが8月2日に辞任したことによる。第7特別委では、森戸辰男・竹下豊次がそれに該当する。また、石井光次郎は、片山内閣に入閣するために辞任している²⁵⁾。それ以外にも、もともと教刷委自体が当初から人員が不足していた状況にあったから、それを一周年を機に補っていくという方向性も含んでいた。

このように人員の変更と教刷委一周年を受けて、第42回総会は新しい教刷委の出発式の様相を呈していた。そこでは、片山哲総理大臣が挨拶を行い（教刷委が設けられている間に総理大臣が出向いて挨拶をしたのはこれが最初で最後）、文部大臣森戸辰男が挨拶を行った。ここで注目したいのは、この両名が今後の議論の方向として「社会教育」の重要性を述べた点である。

片山は挨拶の中で「どうしても教育を従来のごとく一部に偏するようなことなく、又学校教育に限ることなく、広く社会一般を教育の場所と致しまして、文化水準の向上を図らなければならないと考えて居る次第であります」²⁶⁾と述べ、社会における教育と文化を重ね合わせて述べている。森戸も、「また従来教育といえば、学校教育についてのみ考えられ勝ちでありまして、社会教育はとかく軽視され勝ちな憾なしとしないのでありましたが、今後は大いに強化拡充して国内的のみならず、国際的にも文教日本の基礎を打ち立てることも極めて重要な事柄であります」²⁷⁾、今後社会教育の議論を積極的に行っていくという方向性を打ち出そうとしている。そして、有光次郎文部次官は、今後教刷委で取り上げる事項について「第1について社会教育についてでございますが、今後の日本の教育に、学校教育の重要でありますことは申すまでもないのでございますが、従来ややもすれば軽視され勝ちでありました社会教育、特に一般社会の成人を対象とします成人教育を振興して、今日の社会の機能を担当しております人々が新しい目標に一步でも近付き得るような教養の機会を与える必要があると考えるのであります」²⁸⁾と述べ、さらに「文化の問題でございますが、社会教育の振興とともに、文化の問題につきましても、今後は国としまして大いに関心を払って種々これが奨励方法を講じまして文化の保護や発表のための施設等を行います」²⁹⁾と、文化の問題として社会教育を捉えながら、成人教育の領域をより積極的に進めていくための議論を教刷委に求めていることが理解できよう。この42回総会の段階をもって、教刷委における社会教育の議論は新しい段階に入ったと言えるだろう。つまり、学校教育に関する基本的な事項の報告が終わり、ようやく社会教育に関して注目することが可能になり、より議論が活発化されていくことになると考えられるからである。この総会の際には、文部省が作成した『社会教育に関する主要問題』³⁰⁾が配られており、南原の「この社会教育については、一般の総会において余り大きなディスカッションがなかったように記憶しているのでありまして、……（中略）……少なくとも総会において各種の大きな問題について大きな意見をご発表願うということにしたらどうかと思います」³¹⁾という指摘を受けて、第44回総会では文部省の社会教育施策、公的資金援助の問題が、第45回総会では図書館、復員者・引揚者の社会復帰の問題が議論の俎上にあげられることとなる。このような議論の活発化を受けて、以下の人員が加えられることとなった。

入江敏郎（前法制局長官）、川本宇之介（東京聾啞学校長）、羽溪了諦（龍谷大学学長）、古垣鉄郎（日本放送協会専務理事）、鮎沢巖（中央労働委員会事務局長）、淡路円治郎（立教大学教授）。

この人員の増加を受けて、第7特別委は併せて16名の委員が確保されることとなった。この人員全てが第7特別委に参加し、発言した訳ではないにしろ、以降第7特別委は「労働者に対する社会教育」「社会教育振興方策について」「青少年社会教育の振興について」の3つの報告を出し、撤回はしたものの「放送通信教育」に関する中間報告も作成するなど、非常に活発な議論が続けられ、最終的には第30回（1948年8月13日）まで継続して審議が続けられることになる。

以上、第7特別委の再編過程を検討してきた。そこでは、初期に見られた文化問題と社会教育をつなげた考え方が片山、森戸、有光から語られ、それを受けた南原の働きもあって、第7特別委は大幅な人員増をすることになり、議論も活発化することになる。特に、鮎沢、淡路が加わったことは、最初の「労働者に対する社会教育」の成立に多大な影響を与え、古垣の加入は「放送通信教育」の分野において大きな意味を持った。これらの点からも、第42回総会は第7特別委にとっても大きな画期となったといえるであろう。

おわりに

本論においては、教刷委第7特別委の成立過程を検討してきた。第7特別委の成立は、確かに第14回総会の前後であるといえる。そして、初期の第7特別委は教育基本法の原案などを作成し、戦後草創期の社会教育に与えた影響は少なくなかったと考えられる。しかしながら、実際に第7特別委が教刷委の中で有効な組織として成立するのはやはり第42回総会を起点とする教刷委の変革の中においてであると考えべきだろう。そのような視点から、本論では成立期を広く採って初期の第7特別委の議論も成立過程にあえて含んで議論をしてきた。

ここで、本論をまとめる過程で出てきた課題について簡単に触れておきたい。それは主に、文化と社会教育に関する点である。これは、第7特別委の成立に関わる重要な論点であり、更に後には文化に関する特別委員会の成立を見ることからすれば、第7特別委と他の関わりを明らかにすることもできるであろうし、何よりも先ずこの文化と社会教育に関する議論は、初期の第7特別委の2つの中間報告をつなぐ概念であったはずである。もし、今後も第1回から第7回までの議事録が見つからないとすれば、第8回からの議論の中にその手がかりを探していくほかないだろう。そのためには、この文化と社会教育の関係性に着目する必要があるだろう。この問題は、初期の社会教育の概念とも深く関わっているものであり、戦前と戦後を考える上でも重要な論点を形成するはずである。これは、今後の課題としておきたい。

〈注〉

史料の引用に際しては、旧漢字を新漢字に改め、漢数字は算用数字に改めている。

- 1) GHQはアメリカへ使節団の派遣の要請をするのと同時に、GHQは「日本教育家の委員に関する件」という覚書を発令し、教育使節団を受け入れるための日本側教育家委員会を文部省に組織させた。この委員会には合計29人のメンバーが集められたが、その内の17名は後の教刷委にも参加している。教育家委員会は、使節団が予定していた勧告項目に応じて4つの委員会に分けられた。予定されていた勧告項目は、(1)「日本ニ於ケル民主主義教育」、(2)「日本ノ再教育ノ心理的部面」、(3)「日本教育制度ノ行政的再編成」、(4)「日本復興ニ於ケル高等教育」の4項目である。この項目の内容の中には、社会教育も成人教育も独自の領域としては捉えられていなかった。ただし、ワナメーカーから家族宛の私信では、第3委員会でも成人教育に関する議論が行われたと述べられているという。
- 2) 「教育刷新委員会官制」日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第13巻 岩波書店 1998 3頁。なお、本論において、この会議録からの引用は『会議録』と示し、巻・ページののみを記す。
- 3) 「官制案一『文部大臣ノ監督』案」『会議録』第13巻 5頁
- 4) 「官制案二『内閣総理大臣の管理』案」『会議録』第13巻 5頁
- 5) この会談の要約は「Report of Conference :Special Conference of Nugent, Orr, Summers, Crew

倉知：教育刷新委員会第7特別委員会の基礎的研究

- of CI&E with Minister Tanaka, Vice Minister Yamazaki, Abe, Nambara, and Teranishi. 4. September 1946』として『会議録』第13巻21-26頁所集。佐藤秀夫による解題も参照（同上74-75頁）。なお、この会談がもととなって相互の連絡に当る連絡委員会が設けられることになった。
- 6) なお、この権限は教刷委の後継である教育刷新審議会では削除されている。
- 7) 土持ゲーリー法『米国教育使節団の研究』玉川大学出版 1991 132頁参照。
- 8) 『会議録』第1巻 267頁
- 9) また、これより前にCI&Eと文部省との間で教育基本法に関する話し合いがなされており、教育基本法に社会教育に関する事項をいれるべきであるという同意がなされた。
- 10) 『会議録』第1巻 317頁。
- 11) 括弧内は当時の肩書きであり、『会議録』第13巻 29-30頁を参照した。
- 12) 『会議録』第2巻 85頁
- 13) 『会議録』第3巻 167頁
- 14) 『会議録』第2巻 81-82頁
- 15) 『会議録』第2巻 85頁
- 16) この「報告」は、従来の研究では「建議」として表記されることが多かったが、教刷委管制や『戦後教育資料』所蔵の資料を見る限り「建議」として表記されている訳ではない。（詳細は橋口菊「解説」『会議録』第13巻 128-135頁を参照。）ただし、『戦後教育資料』所蔵の資料の中でも、教刷委の「報告」事項がどれだけ達成されたかを記す際には「建議」という表現もされてはいる。
- 17) 『戦後教育資料』（マイクロフィルム版）
- 18) 主査の関口は以下のように述べている。
「第1特別委員会に於いても或る程度 of 社会教育に関することを教育基本法に入れるというので御審議が進められていたようであります。このことに関してまして事務局からの経過の報告を得まして、それに基づいて第7特別委員会は教育基本法の中にどういふ風な社会教育に関する事項を入れて貰おうかということを審議致しました。」（『会議録』第1巻 423頁）
- 19) 『会議録』第6巻 180頁
- 20) 『会議録』第1巻 423-424頁
- 21) 『会議録』第1巻 424頁
- 22) 社会教育法制研究会編『社会教育法制研究資料Ⅱ』1969 46頁。
- 23) 『会議録』第2巻 84頁
- 24) 『会議録』第2巻 95頁
- 25) 組織替えに関する全体的な事項は第42回総会議事速記録（『会議録』第3巻 93-115頁）を参照。
- 26) 『会議録』第3巻 97頁
- 27) 『会議録』第3巻 98頁
- 28) 『会議録』第3巻 100頁
- 29) 『会議録』第3巻 101頁
- 30) 『戦後教育資料』参照。なお、社会教育法制研究会編『社会教育法制研究資料Ⅱ』（46-48頁）に所収の史料は目次のみである。「この資料は、第1回アメリカ教育施設団のアドバイス（21.3.31）を受けた後に、通過されたもので『あらゆる手段を利用して』『広汎なる成人教育の計画』が雑多に羅列されている」とされている（同上47頁）。『戦後教育資料』の『社会教育に関する主要問題』は、第42回配付資料として保存されている。
- 31) 『会議録』第3巻 107頁